

# Weekly Report

第542日号  
令和2年2月17日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 申告内容に誤りがあった場合Q&A

令和元年分の所得税の確定申告がスタートしました（3月16日まで）。提出した確定申告書に誤りがあった場合などは、以下のような手続きが必要です。

### ◆Q&A

#### Q. 期限前に誤りに気がついた場合は？

A. 申告期限内に確定申告書が同じ人から複数提出された場合は原則、最後に提出された申告書が取り扱われるため、訂正した申告書を再提出します。

#### Q. 期限後に誤りに気がつき、税額を多く申告していた場合は？

A. 納める税額が多かった場合や還付される金額が少なかった場合は「更生の請求」という手続きを行います。更生の請求ができる期間は原則、申告期限から5年以内です。

#### Q. 期限後に誤りに気づき、税額を少なく申告していた場合は？

A. 納める税額が少ない場合や還付される金額が多い場合は、「修正申告」により内容を訂正し、新たに納める税金を滞納税と併せて納付します。

なお、税務署から調査の事前通知を受けた後に修正申告をした場合は、過少申告加算税が課せられます。

#### Q. 確定申告を忘れて、期限後に申告する場合は？

A. 期限後申告の場合、納付すべき税額に対して無申告加算税（50万円まで15%、50万円超の部分は20%）が課されます。ただし、調査の事前通知前に自主的に期限後申告をした場合は5%に軽減されます（通知後は50万円まで10%、50万円超の部分は15%）。なお、申告期限から1か月以内に自主的に行われており、期限内申告の意思があったと認められる場合には、無申告加算税は課されません。

## 新型コロナウイルスによる事業者支援策

### ◎セーフティネット貸付（日本公庫）の要件緩和

……売上高の減少等の程度にも関わらず、今後の影響が懸念される事業者も対象にします。

◎衛生環境激変特別貸付（日本公庫）……新型コロナウイルスの発生により一時的に業況悪化となった旅館業、飲食店等を対象に、通常とは別枠の特別貸付を今月21日から実施します。

◎雇用調整助成金の特例……日中間の人の往来の急減により事業活動の縮小を余儀なくされており、中国（人）関係の売上高等が総売上高等の10%以上である事業主を対象として、従業員を一時的に休業等させた場合などに休業手当等の一部を支給する助成金の要件を緩和します。

## 健康保険の被扶養者における国内居住要件

本年4月から、健康保険の被保険者に扶養されている方（被扶養者）の認定要件に国内居住要件が追加されます。

この国内居住要件は、住民基本台帳に住民登録されているかどうかで判断し、住民票が日本国内にある方は原則、要件を満たすことになります。

ただし、国内に住所がない場合でも、留学をする学生や、海外赴任する被保険者に同行する方など、日本国内に生活の基礎があると認められる場合には、例外として取り扱われます。